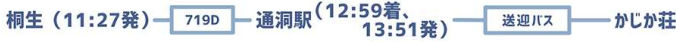


行き

東武日光線の場合



東武伊勢崎線/わたらせ渓谷鐵道の場合



お車で参加の場合

国民宿舎かじか荘 小滝ツアー 13:40集合、14:00発

帰り

東武日光線の場合



東武伊勢崎線/わたらせ渓谷鐵道の場合



※ お車で参加の場合

※ お時間ございましたら、足尾銅山観光&古河足尾歴史館見学がオススメです。

行程

1日目 国民宿舎かじか荘 (14:00発) ~ 小滝地区 ~ 国民宿舎かじか荘 (16:30着)

- 银山平製材所 = 银山平住宅 = 小滝の小滝 = 削岩機試跡跡
小滝坑口 = 小滝浴場跡 = 小滝選鉱場跡 = 広道路小滝製錬所跡
小滝小学校 = 花柄・下花柄 = 宇都野火薬庫 (初公開)

2日目 国民宿舎かじか荘 (9:00発) ~ 送りバス ~ 通洞駅 (9:15頃着)

お申し込み・お問い合わせ

新関東観光株式会社 (国民宿舎かじか荘内)

0288-93-3420

お電話でお申し込みください。現地精算となります。

お支払い実額 (お一人様)

大人 10920円

小学生 8749円

地域共通クーポン券3,000円付 (小学生は2,000円)

上段:大人、下段:小学生

Table with 2 columns: 旅行代金, 旅行代金への給付額, 地域共通クーポン, お支払い実額. Values range from 16800 to 8749.

旅行代金にはガイド料金と宿泊代 (二食付き) を含みます。

新関東観光(株) 募集型企画旅行条件

(旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条5に定める契約書面の一部となります。)

1. 募集型企画旅行契約
この旅行は、新関東観光(株) (以下「当社」といいます) が企画・実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することとなります。

2. 旅行のお申込み及び契約の締結
(1) 当社又は当社指定の旅行代理店 (以下「当社」といいます) にて所定の申込書 (以下単に「申込書」といいます) に所定の事項を記入し、お申し込みいただきます。

(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合の申込書は別途提出し、当社から予約承諾の旨を通知する日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出をさせていただきます。その期間中に申込書の提出がなされない場合は、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

(3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し予約確認のご案内 (FAX等を含む) をもって成立するものとします。

3. お申込み条件
(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 旅行の予約やお申込みは旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込書にお申し込み下さい。当社は可能な範囲内で対応いたします。この場合、当社が適切な特別の配慮を要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) お客さまの旅行中に突発、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要の措置をとらせていただきます。なお、これに要する一切の費用をお客さまのご負担といたします。

(5) お客さまの旅行中に突発、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要の措置をとらせていただきます。なお、これに要する一切の費用をお客さまのご負担といたします。

(6) その他当社のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りさせていただきます。

(7) 旅行代金の支払い
旅行代金は旅行開始日の当日、受付又は係員にお支払い下さい。

4. 旅行代金の支払い
(1) 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合は、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方をお客さまとみなし、満12才未満の方はとも代金を適用します。但し、満3才以上12才未満の幼児は、運送機関の乗降及び食事、宿泊施設の器具等必要な場合はとも代金を適用します。

(2) 旅行代金は、以下のとおりです。 (以下「旅行代金」といいます)
① 運送機関の運賃・料金
② 宿泊代金
③ 食事代金
④ 観光に係る代金
⑤ 団体行動の心付け
⑥ 添乗員経費
⑦ その他旅行代金に含まれる明示されたもの

上記費用はお客さまとの都合により、一部利用できなくも原則として払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大きく超えて改訂されたときは、その改訂後額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあなたの日より前にお知らせいたします。

6. お客さまの変更
お客さまは、当社と締結する旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社指定の旅行代理店に委任状のうえ当社に提出していただきます。この際、変更する客数をお知らせいただく場合があります。

9. 取消料
(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお断りになる場合には次に定める取消料をお支払い頂きます。(契約解除のお申し込みは、お申し込みいただいた観光日の営業時間内にお受けいたします) また、宿泊を伴う旅行の場合は、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお断りになる場合には次に定める取消料をお支払い頂きます。(契約解除のお申し込みは、お申し込みいただいた観光日の営業時間内にお受けいたします) また、宿泊を伴う旅行の場合は、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

Table with 2 columns: 取消・変更日, 取消・変更料. Rows include 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって, ①21日目以前に当たる日以前, ②20日目以前に当たる日以降, etc.

(2) お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料を申し返します。

10. 当社に旅行契約の解除
(1) お客さまが旅行開始日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) お客さまのご都合による場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていない場合、ご参加をお断りさせていただきます。

b. お客さまが病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められた場合は、ご参加をお断りさせていただきます。

c. お客さまが旅行のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われる場合は、ご参加をお断りさせていただきます。

d. お客さまが旅行契約に同意する合理的な範囲を超える負担を求めたとき、

e. お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前 (日曜の旅行は3日目に当たる日より前) に旅行中止のご通知を行います。

f. 天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるときは、

11. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

12. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(2) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(3) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

13. 旅行契約の解除
(1) 当社は第12条に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行契約 (募集型企画旅行契約) の一部又は全部を解除する場合があります。この場合、お客様は当社が負担する損害賠償の一部又は全部を負担していただきます。

(2) お客さまが募集型企画旅行に参加中に発生した損害が、お客さまの故意、過失、過失、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、超重量物搬送、ハングライダー・パラグライダー・ジェットコースター等の遊園地施設に発生した事故に起因する危険な運動中事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14. お客さまの責任
(1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(2) お客さまは、旅行開始後において、万が一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行代金において返金やその旨を添乗員、幹事員、当該旅行サービス提供機関等に申し出なければなりません。

15. 旅程保証
(1) 当社は表裏面に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(3)で定める「お支払い対象旅行代金」に次ぎ右欄に記載する額を差引得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに返金いたします。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(3)に15%を超えてはならないものとします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客さまの同意を得て差引による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもて保証を行うことがあります。

16. 変更補償金の額
(1) 変更補償金の額は、(1)に示す額に、(2)に示す額を加算した額を指します。

17. その他
(1) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(2) 本旅行は、1泊につき1室として取り扱います。
(3) 本旅行は、1泊につき1室として取り扱います。
(4) 本旅行は、1泊につき1室として取り扱います。

18. 「旅程保証」を要するお客さまの旅行条件
(1) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(2) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(3) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(4) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(5) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(6) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(7) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(8) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(9) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(10) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(11) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(12) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(13) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(14) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

(15) 本旅行は、運送機関の場合1乗車席に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1日当りの乗客1名につき1泊に1名として取り扱います。

新関東観光株式会社

栃木県知事登録旅行業第3-282

〒321-1274栃木県日光市土沢1969-28

募集型企画旅行 実施可能地区

宇都宮市、鹿沼市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町、沼田市、みどり市、利根郡片品村、南会津郡南会津町、檜枝岐村